公共調達と公契約条例に関する意識調査 結果報告書

2026(令和8)年9月

伊賀市　契約監理課

1　調査目的　　公契約条例の制定に向けた本市の公共調達のあり方を検討するための基礎資料として、条例の認知度や期待・懸念事項等を把握するため

2　対 象 者　　事業者…市内・準市内の入札参加資格登録業者及び指定管理者　計約 460 者
労働者…上記事業者の事業に従事する可能性のある労働者

3　実施期間　　８月５日（水）～９月４日（金）　LoGo フォームによる Web 回答など

4　回　　答　　事業者…228 者（市外５者を含む）　※回答率 約 50％
労働者…205 者（市外 17 者を含む）

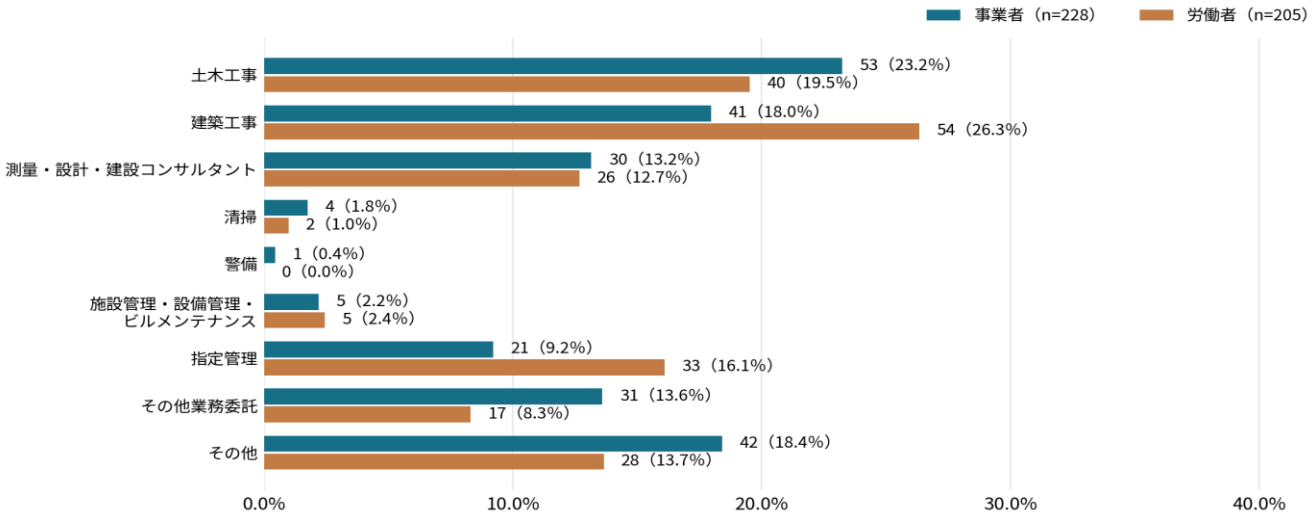
5　設問別の集計・分析　　以下のとおり

事業者 Q1 労働者 Q1

事務所(勤務先)の所在地(市内･市外)に関する設問のため掲載省略

事業者 Q2 労働者 Q2

貴事業所(あなた)の主な業種または関係する契約分野を選択してください。(複数該当する場合は主なもの１つを選択)

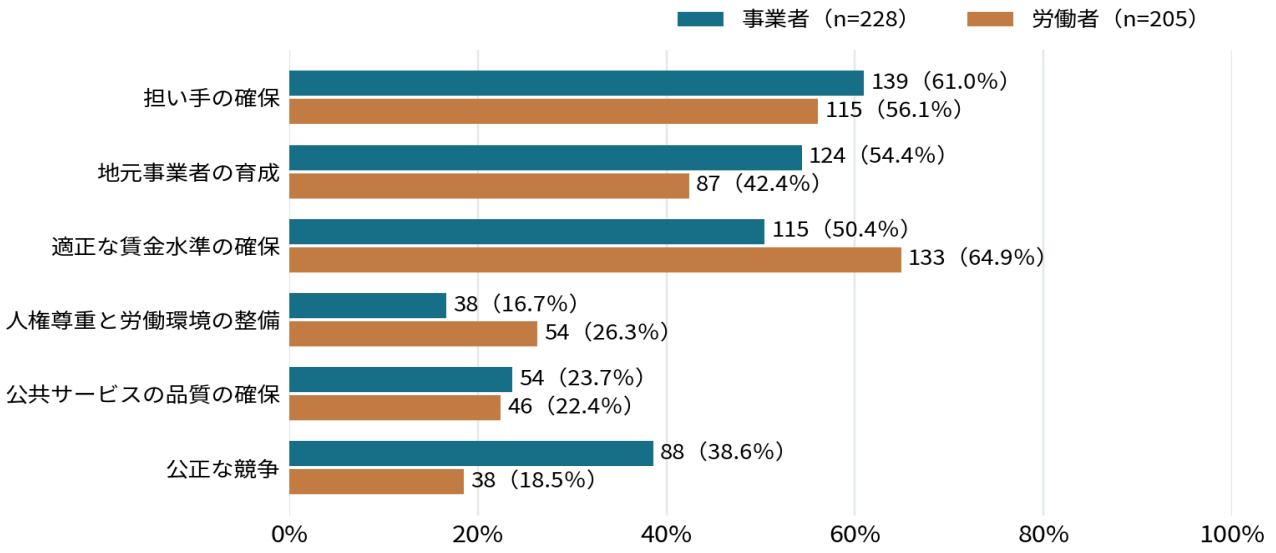


事業者「その他」	
サービス業	2
卸売・小売・飲食業	29
金融・保険業	1
製造業	1
設備工事業	6
電気・ガス	1
不動産業	2

労働者「その他」	
サービス業	4
卸売・小売・飲食業	16
金融・保険業	1
運送業	1
廃棄物処理業	2
電気・ガス	1
分類不能産業	3

事業者 Q3 労働者 Q3

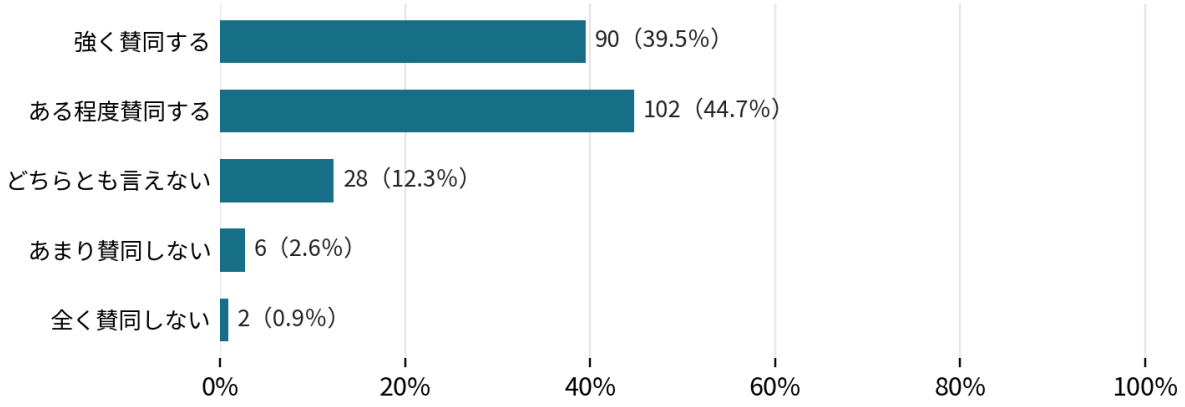
伊賀市の公共調達において、次の課題の中でどれに優先して取り組むべきだと思いますか？（優先度が高いと思われるもの3つまで選択）



＜所見＞　「担い手の確保」「地元事業者の育成」「賃金水準の確保」が共通して上位である。次に、事業者では「公正な競争」、労働者では「人権尊重と労働環境の整備」の優先度が高い。

事業者 Q4

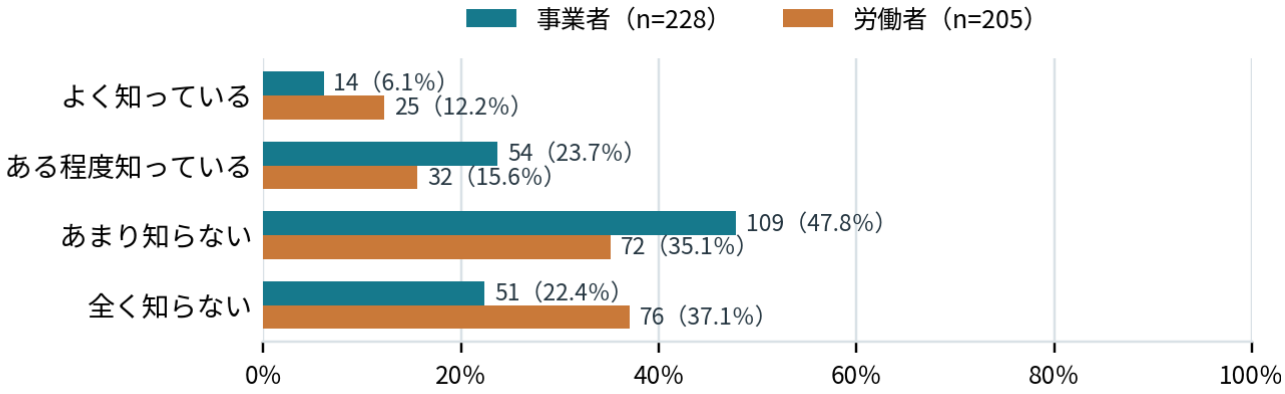
伊賀市の公共調達において、地元事業者や地元で生産された資材等の活用を促す地域経済への配慮について、どの程度賛同しますか？



＜所見＞　地元事業者の受注機会の拡大や地元で生産された資材等の活用に関する取組について、8割以上の事業者が賛同している。

事業者 Q5 労働者 Q4

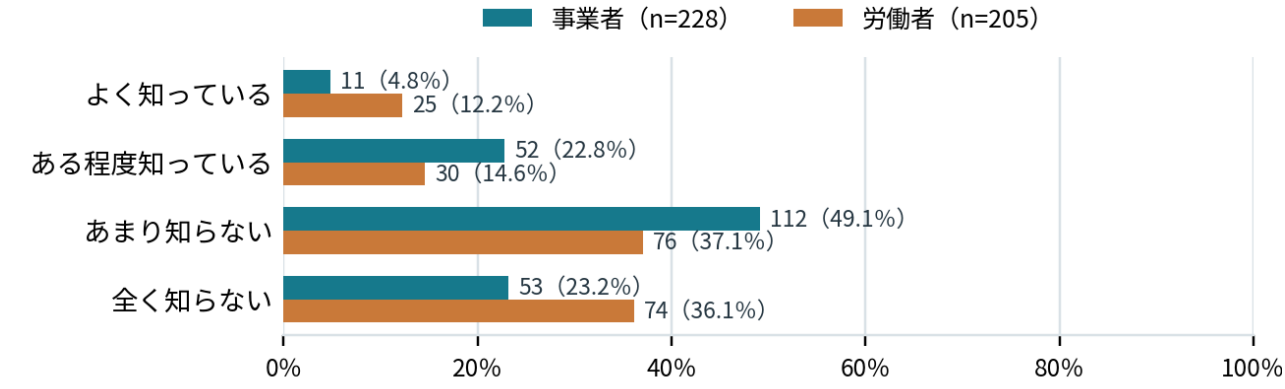
他の自治体で「公契約条例」を制定する動きがあることをご存知ですか？



＜所見＞　事業者・労働者ともに、「公契約条例」を知っているのは全体の３割程度にとどまる。

事業者 Q6 労働者 Q5

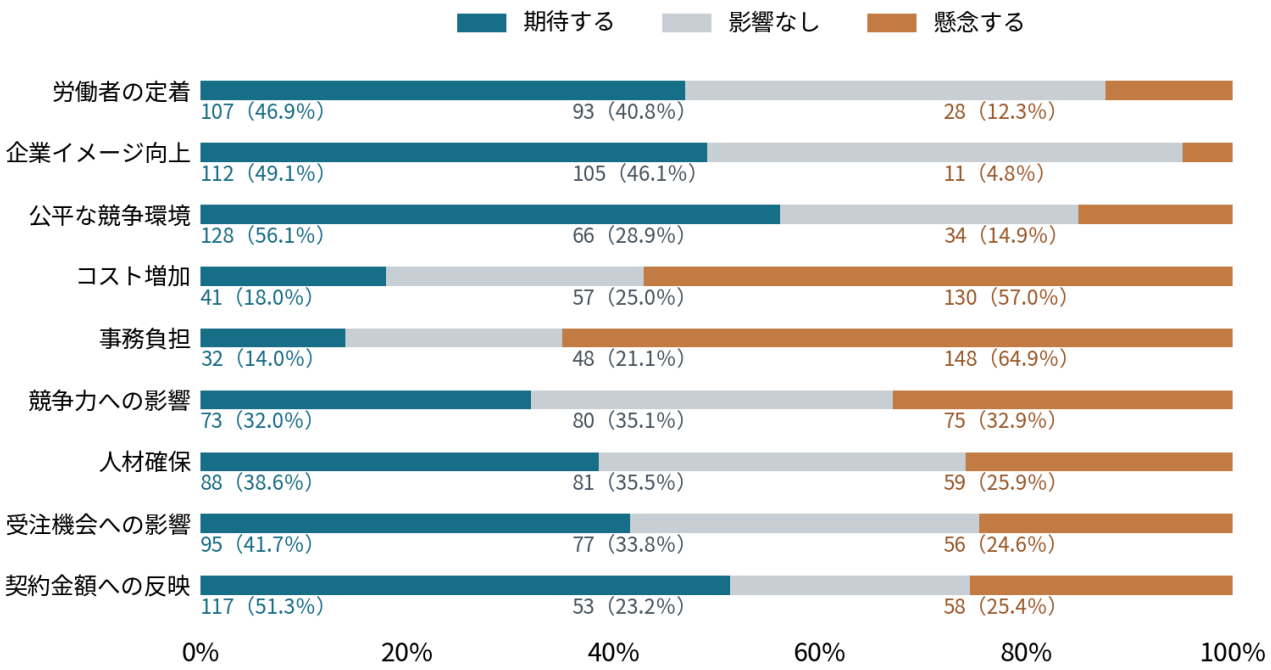
公契約条例には、主に労働者の賃金条件を定める「賃金条項型」と、基本理念や市・受注者の責務などを定める「理念型」があることをご存知ですか？



＜所見＞　事業者・労働者ともに全体の3割程度の者は、「公契約条例」を知っていると同時に「賃金条項型」と「理念型」があることを知っている。

事業者 Q7

公契約条例が制定された場合、貴事業所の経営にどのような影響を与えると思いますか？（次の項目について、それぞれ該当するものを選択）

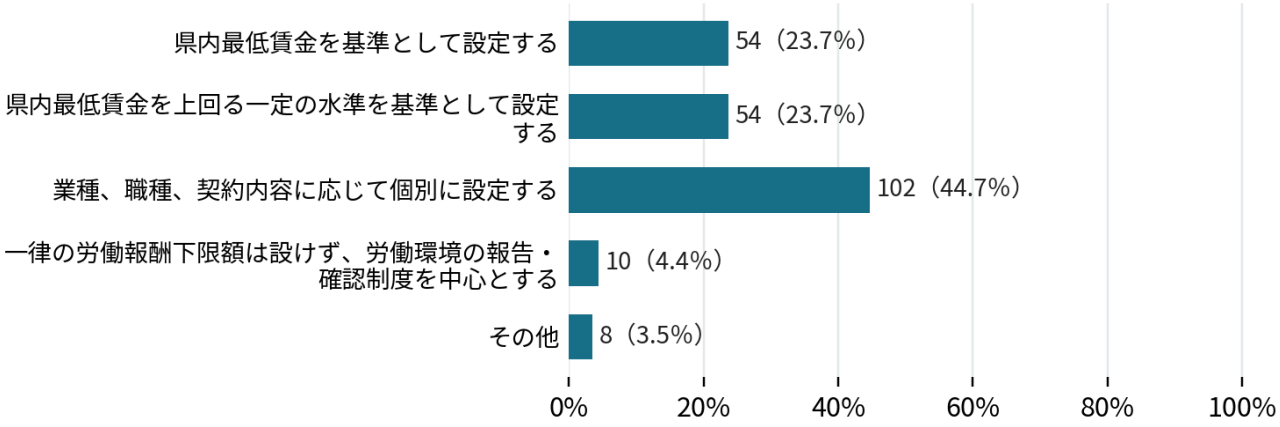


＜所見＞　期待が多いのは「公平な競争環境」「契約金額への反映」、懸念が多いのは「事務負担」「コスト増加」である。

ただし、「事務負担」を懸念すると回答した 148 件のうち 81 件（54.7%）が、Q9 において事務負担増を「理解する」と回答している。

事業者 Q8

公契約条例において労働報酬下限額が設定される場合、その水準の考え方について、どのような方法が望ましいと思いますか？



＜所見＞　「業種、職種、契約内容に応じて個別に設定する」が最も多く、選んだ理由として専門性の違いや経験値の考慮等が挙げられている。

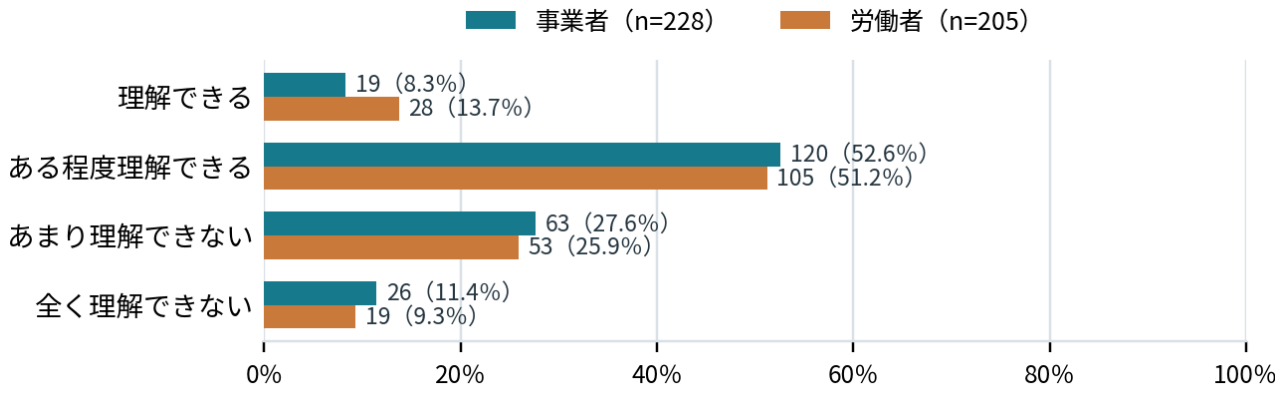
「その他」回答
公共工事設計労務単価の９割（４件）
国土交通省技術者標準単価
市役所職員に準じる
既存の仕組みと公契約条例の違いがそもそも分からない。
よくわからない
設計労務単価の９割

事業者 Q8-2

Q8 の回答を選んだ理由や、労働報酬下限額を設定する際に配慮すべき点について、内容が多岐にわたるため掲載省略

事業者 Q9 労働者 Q15

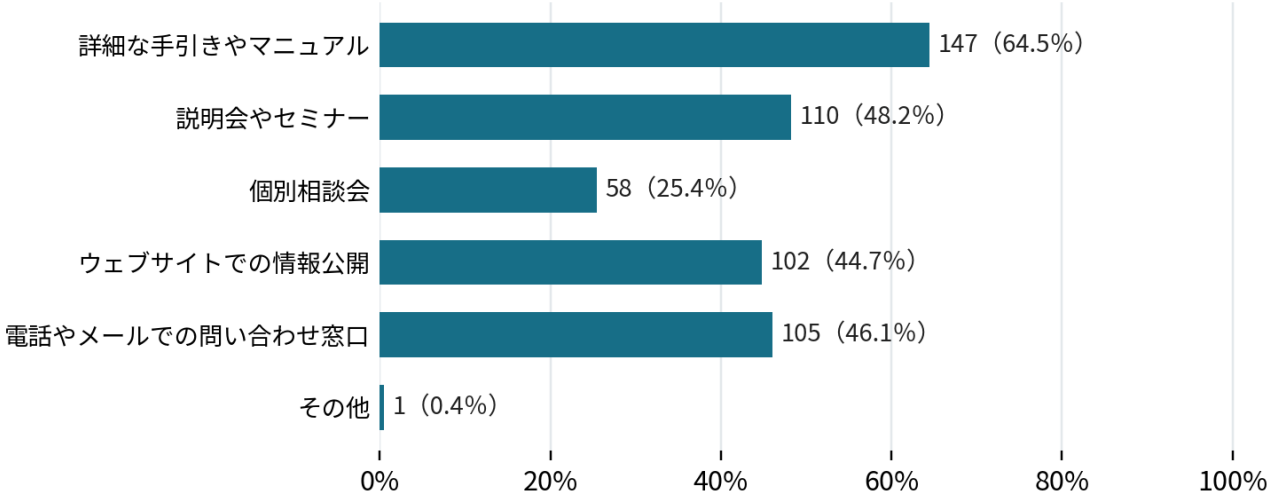
もし伊賀市で公契約条例が制定され、貴事業所が締結する契約に労働報酬下限額が適用された場合、労働関係資料・確認書類の作成や提出など、事務的負担がこれまでより増えることが想定されますが、ご理解をいただけますか？



＜所見＞　事業者・労働者ともに、全体の6割程度は理解を示しているが、懸念があることにかわりはないので、慎重に事務を具体化していく必要がある。

事業者 Q10

もし伊賀市で公契約条例が制定された場合、条例に関する情報提供や相談窓口について、どのような形式や内容が貴事業所にとって役立つと思いますか？（当てはまるものすべて選択）

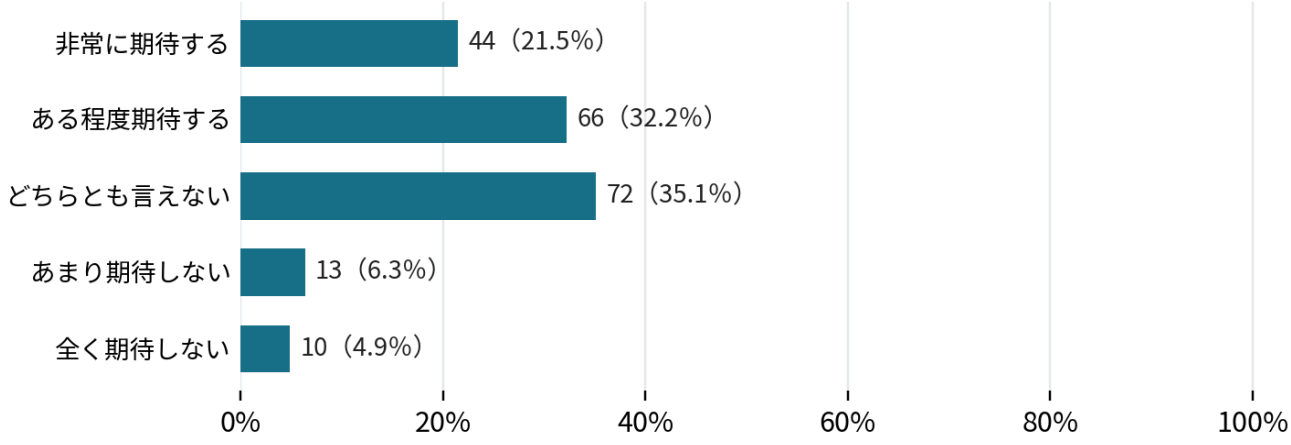


「その他」回答
既存の仕組みと公契約条例の違いがそもそも分からない。

＜所見＞　「手引き」が最多で、「説明会」「問合せ窓口」「ウェブサイト」も一定数選ばれている。複数の手法を組み合わせた周知や説明が必要である。

労働者 Q6

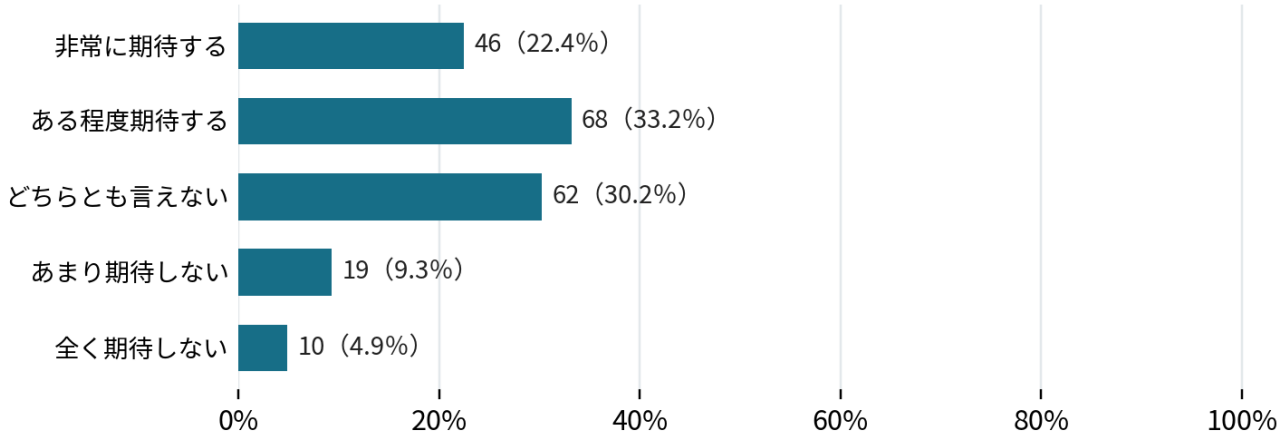
他の自治体の公契約条例では、「労働者の適正な労働環境の確保に努める」ことを会社（勤め先）の責務として定める例があります。伊賀市でも同様の条例が制定された場合、ご自身の仕事への影響にどの程度期待しますか？



＜所見＞　公契約条例の認知度の低さもあり、労働者が期待する割合は全体の5割程度にとどまる。

労働者 Q7

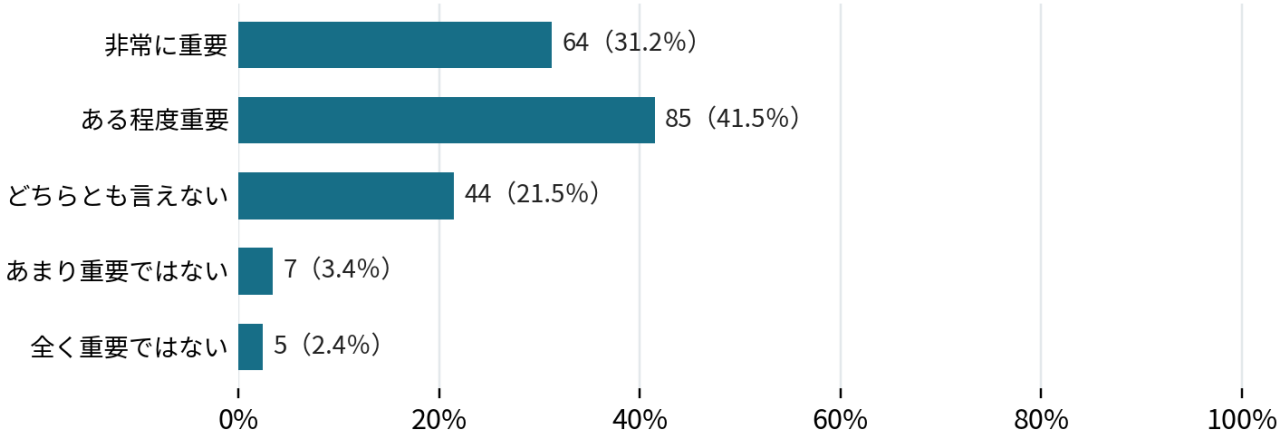
もし伊賀市で公契約条例が制定され、ご自身の仕事に「労働報酬下限額」が適用されることになった場合、ご自身の賃金への影響にどの程度期待しますか？



＜所見＞　公契約条例の認知度の低さもあり、労働者が期待する割合は全体の5割程度にとどまる。

労働者 Q8

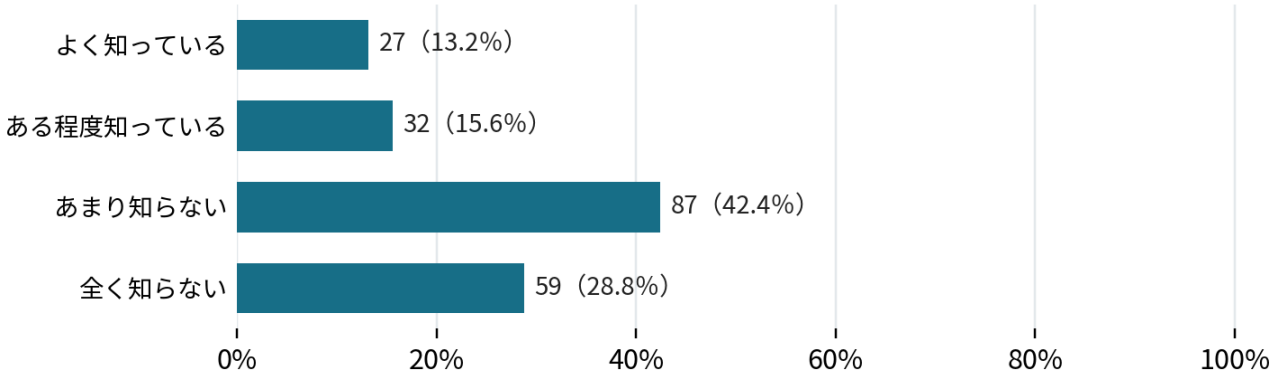
会社から、ご自身の仕事が公契約条例の対象となる契約であることや、労働報酬下限額について説明・周知されることをどの程度重要だと思いますか？



＜所見＞　労働者全体の7割程度が「重要」と回答しており、特定公契約であること・労働報酬下限額が適用されることなどを会社から説明する仕組みに対する関心が確認できる。

労働者 Q9

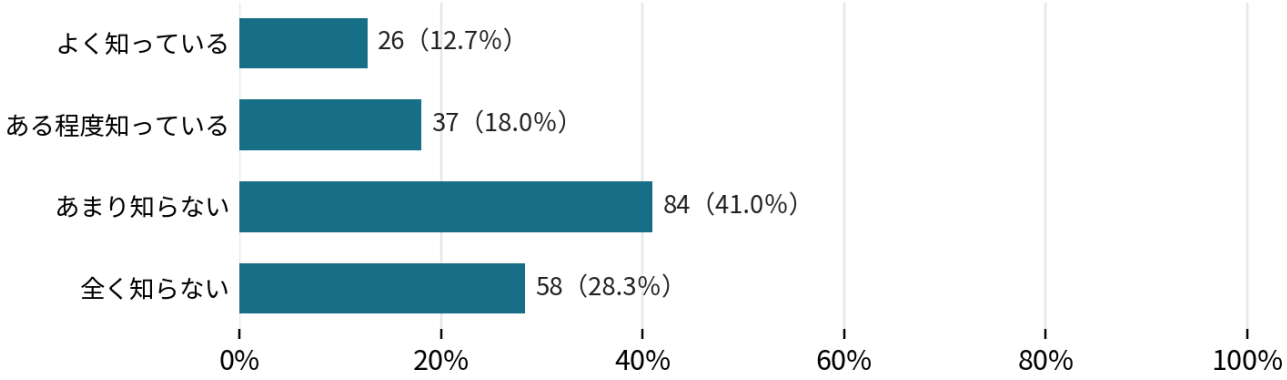
他の自治体の公契約条例には、会社に条例違反の疑いがある場合に、労働者が自治体へ相談・申出できる制度を設ける例があります。こうした制度を知っていますか？



＜所見＞　公契約条例に対する認知度と同様に、労働者の申出制度は3割程度しか知られていない。

労働者 Q10

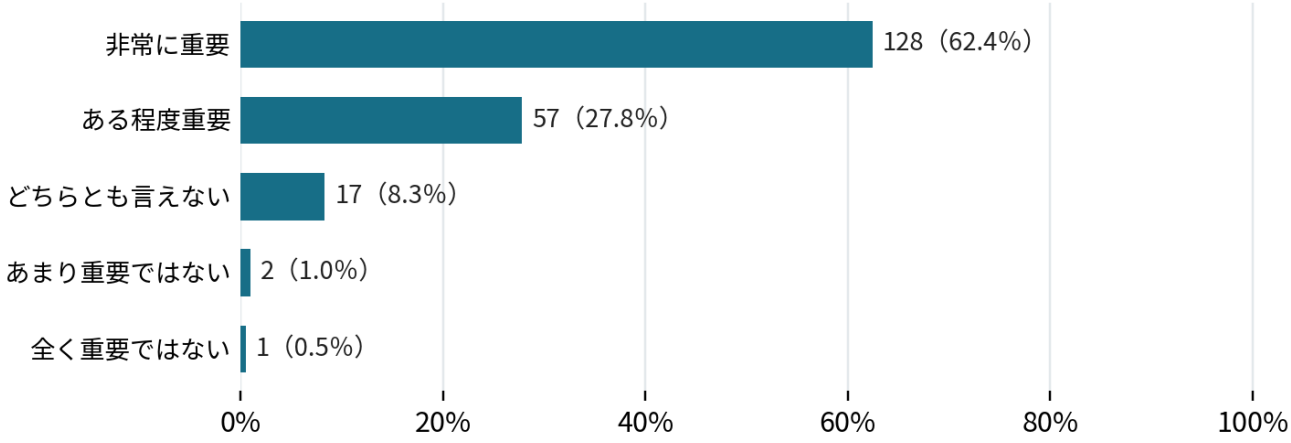
他の自治体の公契約条例には、相談・申出を理由とする解雇その他の不利益な取扱いを禁止する制度を設ける例があります。こうした制度を知っていますか？



＜所見＞　労働者の申出制度と同様に3割程度しか知られておらず、申出制度の説明とあわせて、不利益な取扱いを防ぐ仕組みを具体的に周知していく必要がある。

労働者 Q11

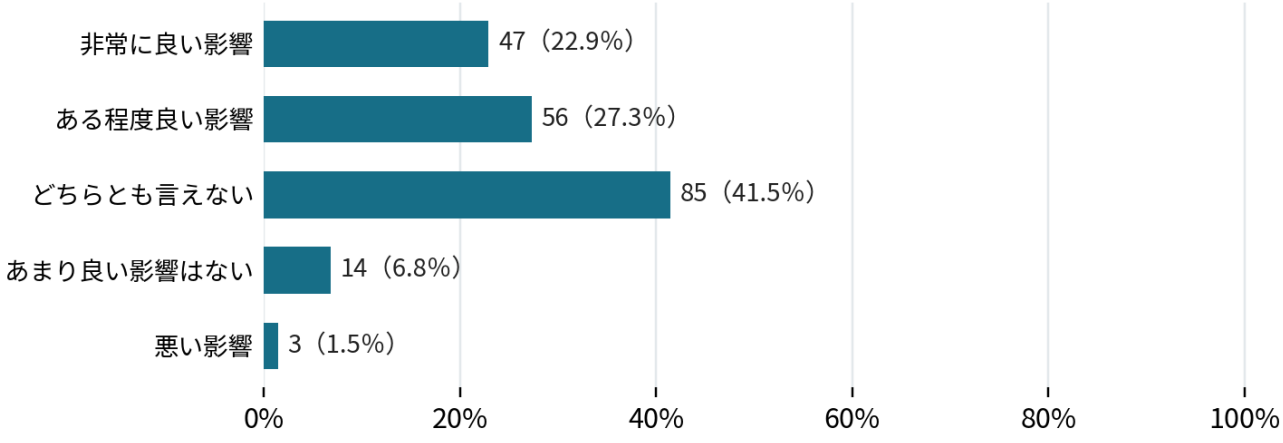
相談者・申出者の氏名や相談・申出内容の秘密が適切に守られることをどの程度重要だと思いますか？



＜所見＞　労働者の秘密が適切に守られることを、全体の9割以上が「重要」と考えている。

労働者 Q12

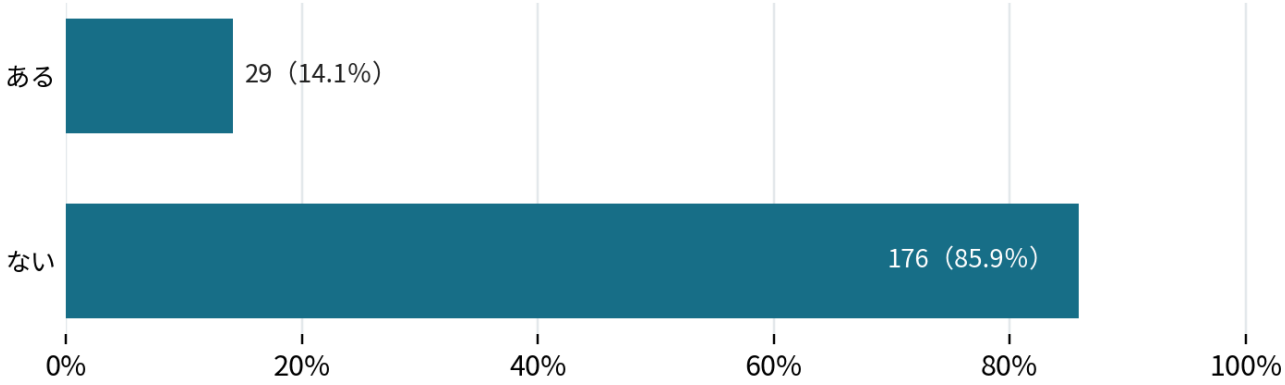
もし伊賀市で公契約条例（労働報酬下限額を定めた賃金条項型）が制定された場合、ご自身の労働環境（賃金、労働条件、働きがいなど）にどのような影響を与えると思いますか？



＜所見＞　公契約条例の認知度の低さもあり、労働者が期待する割合は全体の5割程度にとどまる。

労働者 Q13

働く中で、労働条件・労働環境などについて、問題がある、不当だ、または人権侵害にあたると感じた経験はありますか？

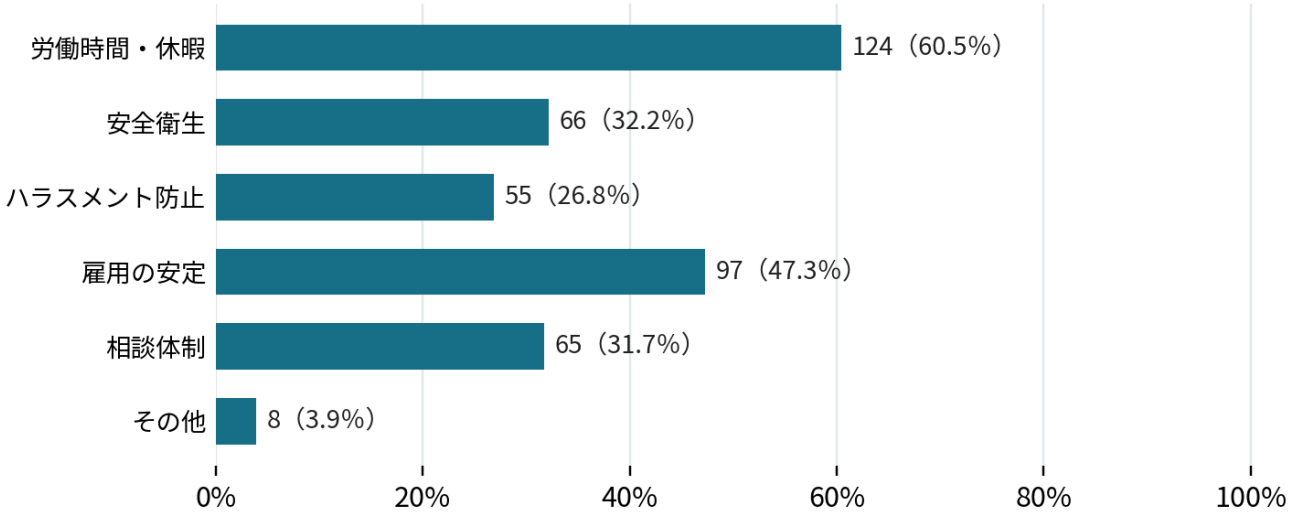


「ある」回答の具体的な内容は掲載省略

＜所見＞　人権侵害や雇用契約違反の疑いがある事例、また適正な賃金が支払われていない事例などが確認できる。

労働者 Q14

賃金以外に、改善を期待する労働環境があればお選びください。（当てはまるものすべて選択）

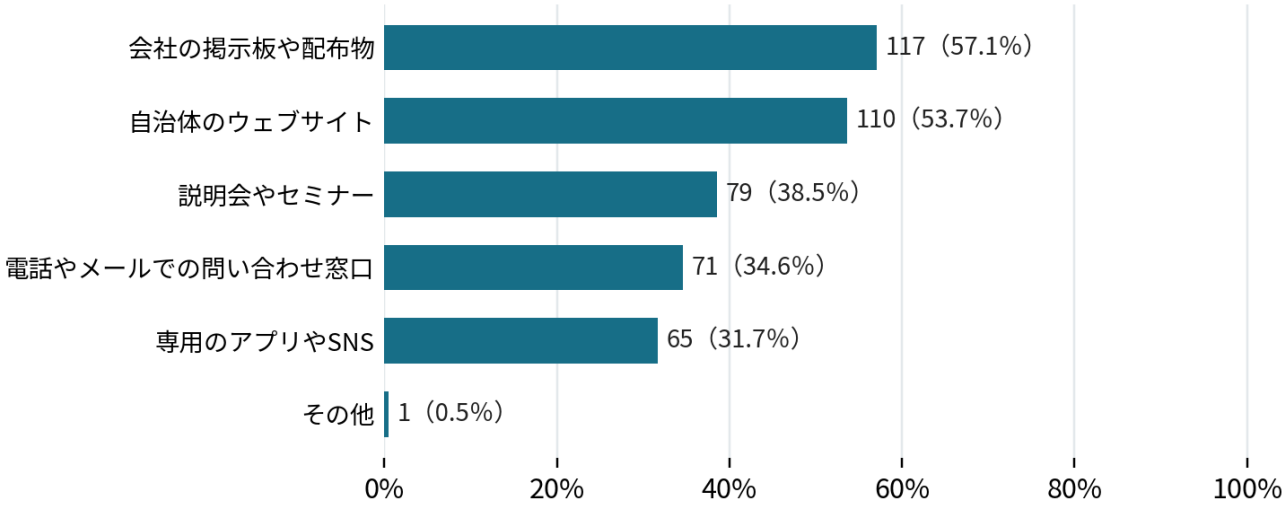


「その他」回答
会社の雇用条件はそれぞれ違って当然だと思います。
働きたい人はたくさん働けるようにしてほしい。
冷暖房環境
当てはまるものが無い
わからない、特にない（４件）

＜所見＞　労働者全体の5割程度が、「労働時間・休暇」と「雇用の安定」の改善を望んでいる。

労働者 Q16

公契約条例に関する情報（労働報酬下限額、相談窓口など）は、どのような方法で提供されるのが良いと思いますか？（当てはまるものすべて選択）

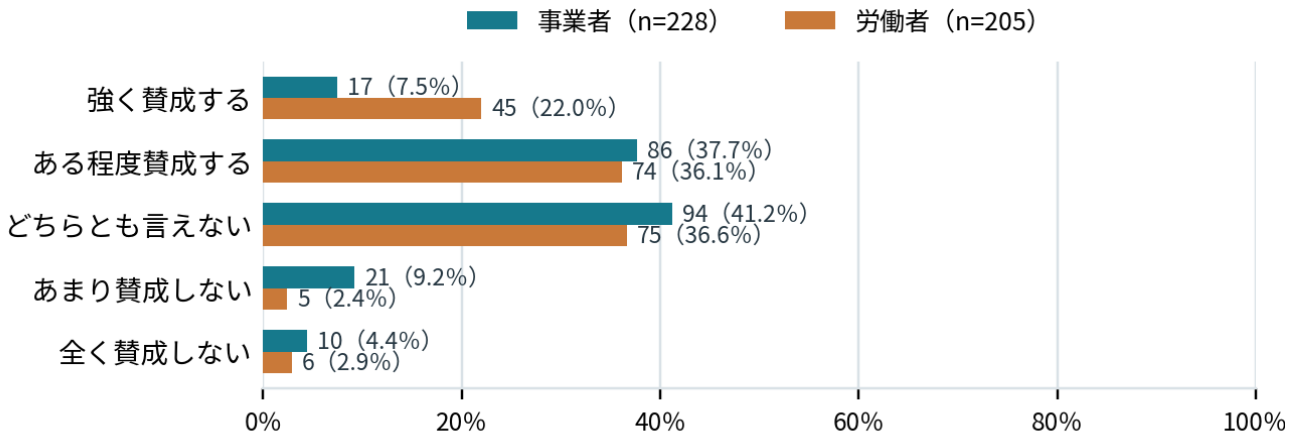


「その他」回答
分からない

＜所見＞　いずれの方法も一定数選ばれており、会社（勤め先）からの周知だけでなく、労働者が自ら情報を得られる環境も整える必要がある。

事業者 Q11 労働者 Q17

伊賀市が公契約条例（労働報酬下限額を定めた賃金条項型）を制定することについて、総合的にどの程度賛成しますか？



＜所見＞　「賛成」は事業者が約 45%、労働者が約 58%となっているが、「どちらとも言えない」の声も多く、事業者が約 41%、労働者が約 37%となっている。

事業者 Q12 労働者 Q18

公共調達や条例等に関するその他ご意見・ご要望等の自由記述について、入札契約制度全般に関するもの、その他の分野に関するものなど、内容が多岐にわたるので掲載省略

＜所見＞　公契約制度の制度設計を慎重に進めるとともに、現状の入札契約制度の見直しも並行して進めていく必要がある。